酒田市空家等管理活用支援法人の指定に係る審査基準

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく空家等管理活用支援法人の指定等に関し、「酒田市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱」第 3 条第 1 項で定める事項のほか審査の判断とすべき基準を次のとおり定める。

なお、指定については制度の趣旨等と照らし合わせ総合的に判断するため、基準を満たしている法人であっても指定にいたらない場合がある。

（1）指定を受けようとする業務が次に掲げる業務であること。

ア 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助

イ 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務

ウ 委託に基づき、空家等の所有者等の探索

エ 空家等の管理又は活用に関する調査研究

オ 空家等の管理又は活用に関する普及啓発

カ その他の空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は業務

（2）業務を行うにあたり関係行政機関、他の民間組織等と十分な連携を図ることが可能と認められること。

（3）酒田市内に本店又は支店若しくは営業拠点を有すること。

（4）市税を滞納していないこと。

（5）指定する法人は１法人とする。